

陳情第 7 号



所得税法 56 条廃止することを求める意見書提出に関する陳情

[件名] 所得税法 56 条廃止を求める意見書の陳情

[要旨] 所得税法第 56 条を廃止することを求める意見書を国に提出してください。

[理由] 私たち中小業者は、地域経済の担い手として営業を続けています。その中小零細業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に参入しないこととする所得税法 56 条の規定により、税法上は原則として必要経費とすることを認められていません。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の 86 万円、家族の場合は 50 万円で、家族従業員はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも自立しにくい状況になっています。このことは家業を家族と一緒にを行うことをやりやすくする要因の 1 つであり、後継者不足に拍車をかけています。

また所得税法 57 条では、特例として青色申告を税務署長から承認を受ければ、給料を経費にすることができるとされていますが、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しています。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では、自家労賃を必要経費として認め、家族従業員の人格・人権・労働を正當に評価しています。労働に対して正當な評価と報酬を得ることは当然の権利であり、女性が自立して生きるための基本的な要件です。所得税法 56 条は、憲法、女性差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法に違反する時代遅れの法律です。

この間、高知県議会を初めとして、1 県 18 市 9 町 2 村の議会が「所得税法 56 条廃止」の決議・意見書を国に提出しています。全国税理士会の過半数に当たる 8 税理士会も、平成 20 年度税制改正に関する意見書で所得税法 56 条廃止の意見を出しています。

以上の理由から、所得税法 56 条を廃止するよう国に意見書を出していただきたく、市議会に陳情いたします。

平成 28 年 8 月 17 日

和光市議会議長 齊藤 克己 様

陳情代表者

団体名 埼玉西南民主商工会 婦人部

住 所 埼玉県志木市中宗岡 1-19-27

氏 名 部長 根本 道子

(他 1 名)

陳情者名簿

埼玉西南民主商工会 婦人部副部長

玄間 可那子



所得税法56条を学ぼう。

・弁護士である夫が税理士である妻に税務顧問料を支払って、それが夫の事業所得の計算上必要経費として認められるか否かが争われた裁判で、2006年6月27日最高裁は上告を棄却する判決を言い渡しました。



判決は……

所得税法53条の取り扱いとおり、夫の事業所得での経費扱いは税務上出来ないと内容でした。

弁護士である夫は、所得税法53条にある「居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に従事したことその他の事由により当該事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しないものとし」というのが法の下の平等に反する等と主張しました。

しかし、裁判所では所得税法56条は憲法に違反しないと結論付けました。

所得税法56条の存在

生計一親族であるとはいえ、妻も夫もそれぞれ独立した事業をおこなっているのに、その支払いが経費として認められないというのは、違和感を覚える方もおられるのではないのでしょうか。これには、所得税法56条というものの存在が影響しています。

そこで、最高裁の判断の是非(私は所得税法56条については税制改正が必要であると考え)はともかくとして、今回はっきりと所得税法56条の取り扱いが明示された形となったので、実務的には今後生計一親族間での取引により一層の注意が必要といえます。

所得税法56条は、もともと「租税回避行為防止」のためにもうけられた制度です。例えば、この制度がなければ、親の土地のうえに店を建てて商売をしている子どもが儲かってきた場合に親に通常より多く家賃を払って意図的に租税回避することが可能ともいえます。そういったことを防止するために、生計一親族間では経費処理を認めないというのが、所得税法56条です。

このような場合には、子どもが親に支払った家賃は子どもの事業所得の計算上経費にならず、合わせて親のほうも不動産所得の収入としなくていいのです。このように生計一親族間での取引には、注意が必要です。